入札公告（説明書）

令和５年２月20日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長　長内　和彦

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が交付した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書)』に記載のとおり実施します。

記

第１ 基本事項（調達手続の概要)

1-1.　契約件名(調達件名)	蛍光Ｘ線分析装置購入
1-2.　契約責任者	東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 長内 和彦
1-3.　契約担当部署	東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課 （住 所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西５丁目12番30号 （T E L）011-896-5777
1-4.　競争契約の方法	一般競争入札
1-5.　競争参加資格の確認	事前審査方式(通知型)
1-6.　入札の方法	郵送入札（書留郵便等） （書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便による提出は受付けない。以下同じ）
1-7.　落札者の決定方法	自動落札方式
1-8.　見積活用方式の有無	有
1-9.　単価表の提出	必要 … 入札者に対する指示書[10]を参照のこと
1-10.　入札保証	不要
1-11.　契約保証	不要
1-12.　契約書の作成	必要 … 入札者に対する指示書[23]を参照のこと

1-13.　契約図書

(1)本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者｣）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①　入札公告(説明書)	本書
②　標準契約書案	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【購入契約書】を使用すること
③　入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【入札者に対する指示書[郵送入札]≪購買等契約≫】を使用すること
④　仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
⑤　金抜設計書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
⑥　競争参加資格確認申請書	様式１のとおり
⑦　入札書	上記③入札者に対する指示書様式１のとおり

⑧　単価表　　　　　　　　　　上記⑤の金抜設計書内の項目等を基に入札者に対する指示書様式 3 により作成する

(2)競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。

(3)競争参加希望者は、上記(1)の②から⑥に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

(4)契約図書の交付期間　令和 5 年 2 月 20 日（月）から令和 5 年 3 月 7 日（火）まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項(調達概要)

2-1. 調達内容

(1)調達品名及び数量等　　　　仕様書のとおり
(2)調達仕様等　　　　　　　　仕様書のとおり
(3)納入場所　　　　　　　　　仕様書のとおり
(4)納入期間　　　　　　　　　契約締結の日の翌日から 180 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）（様式１）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

(1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

(2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域１（北海道支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

(3)審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

1）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合

2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

1）一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合
3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】
会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。
ｉ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
a　会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
b　会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
c　会社法第2条第15号に規定する社外取締役
d　会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
ⅱ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ⅲ）会社法第575条第1項に規定する特分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く
ⅳ）組合の理事
ｖ）その他常務を執行する者であって、ｉ）～ⅲ）までに掲げる者に準ずる者
【管財人の定義】
民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人
③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2.競争参加資格確認申請書の作成
(1)　競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書類を作成しなければならない。
なお、申請書の作成に係る留意事項を以下に示すとおりとする。また各様式A4判とし、文字サイズは、10ポイント以上とする。

提出書類（様式）	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 （様式1）	◇必要事項を記載のうえ記名すること。 ◇「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。 ◇申請書の作成に係る留意事項及び補足事項については、入札者に対する指示書［6］を参照すること。

(2)　記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めない場合があるので、記載漏れや添付漏れがないよう十分確認すること。

3-3.競争参加資格確認申請
(1)競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。
①提出期間　入札公告の日から令和5年3月7日㈫午後4時00分まで
②提出場所　上記1-3「契約担当部署」
③提出方法　書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便による提出は受付けない。提出期限までに必着のこと）
④提出書類　上記3-2により作成した「申請書」
申請書はA4版で作成し、正1部、副1部を提出するものとする。

(2)競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[6]〔2〕を参照のこと。

3-4.競争参加資格の確認

(1)契約責任者は競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和5年3月15日（水）

(2)「競争参加資格がない」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

(3)その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第4 見積活用方式

4-1. 見積活用方式の概要

(1)本件は、入札前に入札者に対しNEXCO東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象の調達である。

(2)本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

4-2. 参考見積書の提出期限等

入札者は、参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

①提出期間　記3-2.競争参加資格確認申請に示す競争参加資格確認申請書の提出期間に同じ

②提出場所　記1-3「契約担当部署」

③提出方法　書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受付けない。提出期限までに必着のこと）

④提出書類　参考見積書（様式2-1、2-2及び添付資料）正１部、副１部

4-3. 参考見積書の内容に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容確認の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う。参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後令和5年3月16日（木）から令和5年3月22日（水）までの間を予定とし、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、Web 会議、電子メール又は電話により行う。

4-4. 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、記4-3 の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

①訂正参考見積書提出期限　令和5年3月27日(月)午後4時00分

②訂正参考見積書提出場所　記1-3.「契約担当部署」

③訂正参考見積書提出方法　書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受付けない。提出期限までに必着のこと）

④提出書類　訂正参考見積書（様式2-1、2-2及び添付資料）正１部、副１部

なお、記 4-3 による問合せが無かった入札者及び記 4-3 による問合せが有った者でも訂正の必要が無い入札者は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ訂正参考見積書を提出するものとする。

4-5. その他

(1) 記 4-2 若しくは必要に応じて記 4-4 に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取り扱う。

(2) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。

(3) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いは行わない。

(4) 最終参考見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適当と認められる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、取引停止措置を講じる場合がある。

第 5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

①「入札書」… 入札者に対する指示書[9]を参照のこと

②「単価表」… 入札者に対する指示書[10]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

①入札書の提出期限 令和 5 年 4 月 10 日(月) 午後 4 時 00 分

②入札書の提出場所 上記 1-3「契約担当部署」

③入札書の提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）なお、送付方法については、入札者に対する指示書[11]･[12]を参照のこと。ただし、入札者に対する指示書[11]③(1)に記載の「競争参加資格確認申請書」の再度の提出は不要とする。

④開札執行日時 令和 5 年 4 月 11 日(火) 午後 4 時 00 分

⑤開札執行場所 NEXCO 東日本 北海道支社 入札室

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]～[21]を参照のこと。

5-3. 落札者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって、本業務の契約金額とし、当該入札価格により入札した者を落札者と決定する。

(2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[16]を参照のこと。

第 6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

①受付期間 入札公告の日から令和 5 年 3 月 31 日(金) 午後 4 時 00 分まで

②受付場所 上記 1-3「契約担当部署」

③受付方法 質問書面（様式自由）を電子メール、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。持参、普通郵便等による提出は受付けない。受付期間内に必着のこと）により提出すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号を併記するものとする。

(2)上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

① 回答期限：質問書を受理した日の翌日から原則として５日以内（行政機関の休日を含まない。）

② 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の備考欄に掲載する。

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3)競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

(1)前金払　無

(2)部分払　無

6-5. 遵守すべき事項

本競争入札を行う場合において了承し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

以 上